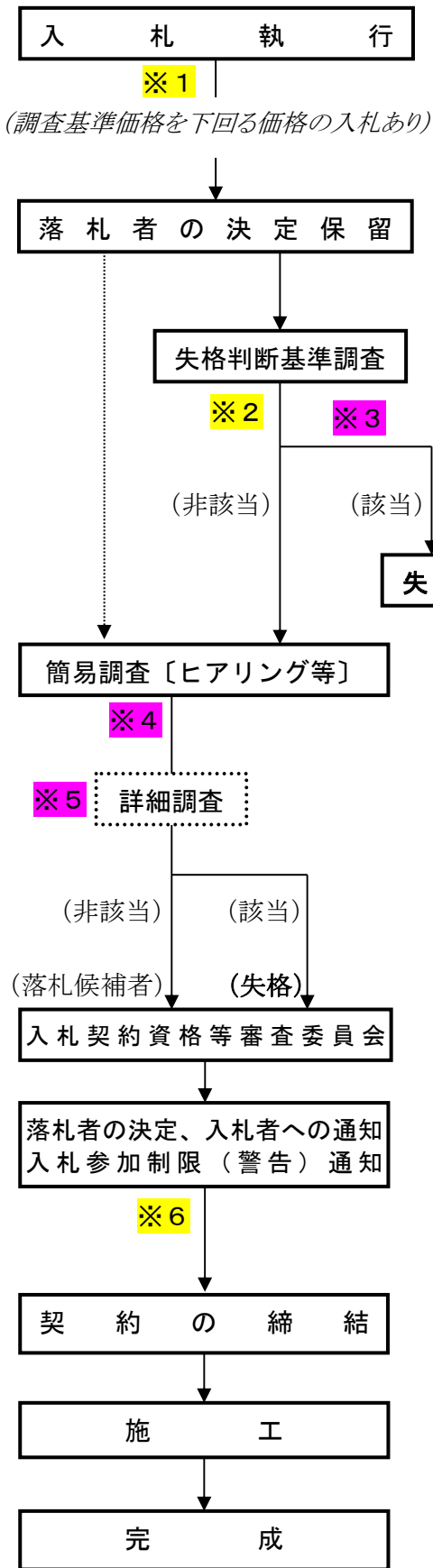


# 大仙市建設工事低入札価格調査制度 実施フロー図 (R4.4.1 適用)



総合評価落札方式による案件 に適用

※1 : 調査基準価格 = 直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.7 (上限・下限なし)

※2 : 失格判断基準調査を実施した者 (失格者及び落札候補者) は、開札順位が下位の案件について落札候補者になることができない。  
※分離・分割発注に関する取扱要領に基づき発注した案件

※3 : 失格判断基準調査  
入札価格の低い順から 10 者の平均入札価格 × 9.9/10 (※)  
※1 10 者未満の場合は、全員の平均入札価格とする。  
2 平均入札価格の算定に当たっては、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。  
3 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は調査基準価格に相当する額とする。

※4 : ①設計上の純工事費相当額 × 8/10 × 9.9/10  
②設計上の現場管理費相当額 × 8/10 × 9.9/10  
③技術者の増員配置ができること。

入札価格が①、②以上で、③の要件を満たす場合は、落札候補者となる。

※5 : 必要に応じて詳細調査を実施する。

※6 : 契約者及び失格者は、通知の日から 2 月間の入札参加制限に加え、3 月間の警告措置を講ずる。  
上記以外の低入札者は 3 月間の警告とし、警告期間内の低入札者は入札参加制限の期間を 4 月間 + 警告 3 月間とする。

○低入札調査を経て契約する場合は、次の措置を講ずる。  
履行保証割合 1 割 → 3 割  
前払金の割合 4 割 → 2 割  
技術者専任配置の場合 増員配置